

しまスマイル商品券取扱登録店募集要項

1. 目的

物価高騰等の影響により市内の消費活動の低迷が続いています。そのような状況の下、志摩市では、市内店舗等において利用できる「しまスマイル商品券（以下、「商品券」とする。）」を発行することにより、消費を喚起して市内事業者の売上向上を応援することを目的とし、商品券取扱店登録店舗を募集します。

2. 商品券の概要

- (1) 名称 しまスマイル商品券
- (2) 発行主 志摩市 【事業委託先】 志摩市商工会
- (3) 販売予定冊数 約45,500冊
- (4) 販売価格 1冊 2,000円（1枚1,000円券×6枚=6,000円分）
- (5) 販売期間 令和6年6月17日（月）から7月16日（火）まで
- (6) 利用期間 令和6年7月1日（月）から10月31日（木）まで
- (7) 販売方法 市民に対し販売。販売場所は、市内郵便局（簡易郵便局除く）及びBPOセンター志摩（イオン阿児店内）
- (8) 購入上限 1人1冊
- (9) 使用店舗 志摩市内の取扱登録店に限る。

3. 取扱店の登録資格

志摩市内に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の（1）から（4）に該当する事業者を除いたもので、「商品券」を使用できるものとする。

- (1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条5項に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 「商品券」の利用対象にならないものに記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者に該当する事業者

4. 「商品券」の取り扱い

「商品券」は、次の（1）から（6）のとおり取り扱うものとする。

- (1) 物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能とする。
- (2) 現金化はできない。
- (3) 購入者に対して、つり銭の支払いは行わない。
- (4) 支払い不足分は現金等で受け取る。
- (5) 利用期間を過ぎた「商品券」は受け取らない。
- (6) 「商品券」の紛失及び盗難、破損に対し、志摩市（志摩市商工会）はその責を負わない。

5. 「商品券」の利用対象にならないもの

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課
- (6) その他、志摩市（志摩市商工会）が適当でないと認めたもの

6. 取扱登録店の責務

- (1) 取扱登録店であることが明確になるよう、発行者が配布するステッカーを利用者が分かりやすい場所に提示すること。
- (2) 各取扱登録店において、本券を利用対象外とする商品を独自で定める場合は、予め、利用者が認識できるように明示しておくこと。
- (3) 利用者が持ち込んだ「商品券」は、受け取る前に問題がないかを確認すること。色合いやデザインが明らかに違うなど、偽造された「商品券」と判別できる場合は、「商品券」の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに志摩市商工会まで報告を行うこと。
- (4) 「商品券」を受け取った時は、他店での再使用を防止するために裏面の取扱店欄に必要事項を記入すること。

- (5) 「商品券」の交換、譲渡及び売買は行わないこと。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された「商品券」のみ換金可能とする。
- (6) 取扱登録店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないこと。
- (7) 期間途中で取扱登録店を脱退せず、「商品券」の利用期間中は継続すること。
- (8) 利用者から受け取った「商品券」は、換金時まで適切に管理を行うこと。利用者から受け取った「商品券」の紛失、盗難、換金期限切れによる損失に対して、発行主は一先その責を負わない。

7. 取扱登録店申請手続きについて

(1) 申請方法

「取扱店登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、(2)に記載してある申請先へ郵送または直接持参すること。

「取扱店登録申請書兼誓約書」は、新聞折込チラシ・志摩市商工会窓口もしくはホームページ等からダウンロードすること。

<志摩市商工会ホームページ> <https://shimasho.jp>

(2) 申請書の提出先

志摩市商工会（〒517-0501 志摩市阿児町鶴方5012）

(3) 申請期間

募集期間（令和6年5月1日（水）から5月17日（金）必着）

※令和6年5月17日（金）までに申請された店舗等は、「商品券」購入時に配布される取扱店一覧に店名を掲載することが可能。

※上記の期日を過ぎても随時受け付けるが、申請された店舗等は商工会ホームページで掲載する。

(4) 申請後の審査・承認

申請のあった事業者は、志摩市商工会の審査を経て、取扱登録店として承認を行う。また、承認した場合には後日、取扱店ポスター等を交付する。

(5) 申込み時の注意事項

- i 個別店舗毎に申込みを行うこと。志摩市内に複数の店舗を有する場合であっても、店舗毎に申請書を作成すること。
- ii 複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申込みは不可とする。個別のテナント毎に申請すること。

8. 換金について

(1) 換金方法

換金の方法は、取扱登録店が志摩市商工会の指定された換金票に必要事項を記入し、志摩市商工会の指定する金融機関窓口にて指定口座へ振込するものとする。

(2) 換金に必要なもの

使用済みの商品券、必要事項を記入した指定された換金票。

(3) 換金手数料

換金にかかる手数料は無料とする。

(4) 換金期間

令和6年7月1日（月）から11月29日（金）まで

(5) 換金場所

市内金融機関予定（確定次第、情報提供を行う。）

9. 取扱登録店の取消等について

この「取扱登録店募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱登録店の承認を取り消す場合がある。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合がある。

10. その他留意事項について

- (1) この「取扱登録店募集要項」に記載されていない事項は、志摩市商工会へ問い合わせること。

<問合せ先>

◆志摩市商工会【〒517-0501 志摩市阿児町鶴方5012】

TEL 0599-44-0700 / FAX 0599-43-5146